

## 熱中症対策に資する現場管理費の補正（試行）Q&A

令和2年8月24日  
関東地方整備局企画部  
技術管理課

Q1. 「熱中症対策に資する現場管理費補正の試行」対象工事において、週休2日の取組を達成した場合、現場管理費の補正はどのように行うのでしょうか。

A1. 現場管理費の補正の計算については、別紙-1を参照ください。

Q2. 工期について、具体的にはどの期間を想定していますか。

A2. 工期は工事着手から工事完成日までの期間とし、実際に現場着手した日から後片付けまでの期間を想定しています。

ただし、変更契約手続き上、後片付け期間までを対象期間とする事が困難な場合※は、受発注者協議により別途定めた日を「熱中症対策に資する現場管理費補正の試行」における工事完成日と見なすことができるものとします。

※夏季に精算変更手続きを行うなど、事前に本試行の工期を設定しないと現場管理費の補正値が確定できない場合 等

Q3. 本試行の工期算定にあたり、休工日は工期に含まないのでしょうか。

A3. 本試行における工期については、休工日を含めて算出してください。

なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は工期に含みません。

Q4. 「現場環境改善費（避暑（熱中症防止）・防寒対策）」と「本試行」の違いはなんですか。

A4. 対象となる項目が異なります。別紙－2をご参考ください。

○熱中症対策に資する現場管理費補正の試行

▶作業員個人に対する熱中症対策費用(塩飴、経口保水液等効果的な飲料水等)

○現場環境改善費（避暑（熱中症防止）・防寒対策）

▶現場の施設や設備に対する熱中症対策費用（日よけテント、遮光ネット等）

## ■現場管理費の補正について

「熱中症対策に資する現場管理費補正の試行」対象工事において、週休2日の取組を達成した場合の現場管理費の補正の計算手順は下記のとおり

### ①現場管理費率（補正前）

➤ 現行積算基準に基づいて現場管理費対象額によって算出された率

現場管理費率（補正前）の式

$$J_o = A \cdot N_p^b$$

$J_o$ ：現場管理費率（%）（小数点第3位四捨五入2位止め）

$N_p$ ：現場管理費対象額  $A, b$ ：工種毎に決まる係数

### ②現場管理費率（熱中症対策等補正後）

➤ 「熱中症対策に資する現場管理費補正の試行」の補正を考慮

#### ②現場管理費率（熱中症対策等補正後）

$$= \text{①現場管理費率（補正前）} \times \text{施工地域補正係数} \\ + \text{施工時期補正值}_{※1} + \text{砂防・地すべり工事補正值} \\ \text{（現場管理費率：小数点第3位四捨五入2位止め）}$$

※1 「熱中症対策に資する現場管理費の補正」は「施工時期補正值」に該当する。

「積雪寒冷地域で施工時期が冬期となる場合の補正」及び「緊急工事の場合」と重複する場合においても、最高2%とする。

### ③現場管理費率（被災地及び週休2日の補正後）

➤ 「週休2日の取組を達成した場合」等の補正を考慮

#### ③現場管理費率（被災地及び週休2日の補正後）

$$= \text{②現場管理費率（熱中症対策等補正後）} \\ \times \text{被災地補正係数} \times \text{週休2日の補正係数} \\ \text{（現場管理費率：小数点第3位四捨五入2位止め）}$$

### 【補足】

③において被災地補正係数及び週休2日の補正係数は補正を行わない場合は、どちらも補正係数「1」として計算する。

以上

○工事積算における熱中症対策に関する対応としては、①熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行、②現場環境改善費による避暑対策（熱中症予防）があるが、それぞれの内容について以下のとおり例示する。

## ①熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行<H31年度より試行>

写真出典：「建設現場における熱中症対策事例集」  
(平成29年3月国土交通省大臣官房技術調査課)

・工事現場の安全（熱中症）対策に要する費用として計上。

主に作業員個人に対する熱中症対策費用。

例：塩飴、経口保水液等効果的な飲料水、空調服、熱中症対策キット等

塩飴等



経口保水液等効果的な飲料水を常備



熱中症対策キットの設置場所の明示



空調服



ヘルメット取付ソーラー充電式ファンとクーリングベルト



熱中症対策キット



②現場環境改善費における避暑対策（熱中症予防） <H29より基準書追記>

写真出典：「建設現場における熱中症対策事例集」  
(平成29年3月国土交通省大臣官房技術調査課)

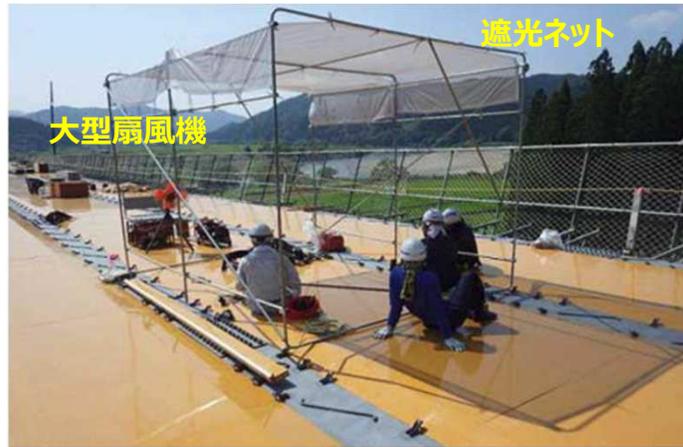
・現場環境の改善（安全関係）に要する費用として計上。

**主に現場の施設や設備に対する熱中症対策費用**

例：遮光ネット、大型扇風機、送風機、製氷機、日除けテント、ミストファン、休息車の配置等

作業員休息所から離れている箇所に休息車を配置  
(車内にクーラーや温冷庫を設置)

メッシュシートによる遮光設備と大型扇風機の設置



現場休憩所に日除けテント・ミストファン設置



給水器



製氷機

